住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置について

新築から 10 年以上経過した住宅で、平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに、住宅のバリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額が減額されます。

1. 居住者及びバリアフリー改修工事の要件

- ○居住者の要件(次のいずれかに該当する方)
 - ①65歳以上の方
 - ②要介護認定または要支援認定を受けている方
 - ③障害者
- ○バリアフリー改修工事の要件

新築から 10 年以上経過した住宅で、平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に実施した次の工事(補助金を除く自己負担額が 5 0 万円以上のもの。

- ①廊下等の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良
- ⑤手すりの取付 ⑥床の段差の解消 ⑦引き戸、折り戸等への取替
- ⑧床表面の滑り止め化

2. 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分から、1年間減額 (例)令和6年2月完了・・・令和7年度分が減額

3. 減額範囲

一戸当たり改修家屋に係る固定資産税のうち、<u>居住部分の床面積 100 ㎡相当</u>分までの税額が 2/3 に減額されます。※都市計画税は減額されません。

(例) 床面積 150 m²、評価額 450 万円の住宅のバリアフリー改修の場合

家屋に係る税金…450 万円×1.4%

=63,000 円

減額される額…63,000 円×100 m²/150 m²×2/3

 $=14,000 \ \square$

減額後の税金 …63,000円-14,000円

=49,000 円

4. 減額の手続き

下記の書類を改修後3か月以内に提出をお願いします。

- ・高齢者等居住改修(バリアフリー改修)住宅に係る固定資産税減額申告書
- ①改修工事に係る明細書

(バリアフリー改修工事の内容及び費用の確認ができるもの)

- ②改修簡所の図面及び写真(改修前及び改修後)
- ③領収書(工事費用を支払ったことが確認できるもの)
- ※ 『増改築等工事証明書』を提出する場合、①、②、③の書類は不要です。
- ※新築住宅、耐震改修の減額との同時適用はできません。また、一戸の住宅について、一度しか適用できません。
- ※工事内容を確認後、必要に応じて現地確認をさせていただきます。 詳細につきましては、総務部税務課資産税係(TEL055-995-1809)までお問合せください。